

令和7年9月25日

市内障害福祉サービス等事業者 各位

東久留米市福祉保健部障害福祉課

令和7年度東久留米市物価高騰対応障害福祉サービス等事業者支援金について（通知）

日頃より、東久留米市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東久留米市では、直近の障害福祉サービス報酬の改定以降の急激な物価高騰等の社会経済情勢の変化により、厳しい状況にある東久留米市内に事業所のある障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、下記のとおり支援事業を実施することといたしました。

つきましては、別途添付しております「令和7年度東久留米市物価高騰対応障害福祉サービス等事業者支援金交付要綱」をご確認の上、交付対象者に該当する場合は法人（事業者）単位でご申請くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 交付対象者

現在実施する事業が物価高騰の影響を受け、かつ、今後も事業継続の意思がある事業者であって、令和7年7月1日時点で、東久留米市内で障害福祉サービス事業所・施設等を運営し、令和7年4月～令和7年7月にサービス提供した実績のある者

※補装具の提供については、このかぎりではありません。

2. 支援金の額

サービス名	交付基準額
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、居宅訪問型児童発達支援、移動支援、補装具の提供、福祉有償運送	1事業当たり57,000円
生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援	令和7年7月1日時点の定員数に9,000円を乗じた額
施設入所支援、共同生活援助	令和7年7月1日時点の定員数に16,000円を乗じた額

3. 申請方法

別途添付しております「令和7年度東久留米市物価高騰対応障害福祉サービス等事業者支援金交付申請書兼口座振込依頼書」に市で把握している情報をあらかじめ記載しておりますので、内容の確認・修正をしていただき、必要事項を記入の上、LoGo フォームより**法人（事業者）単位**で申請してください。

また、申請様式等は東久留米市のホームページに掲載しています。

<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/jigyosha/1015075/1027724/1027727.html>

4. 申請期間

令和7年9月25日（木）～令和7年10月16日（木）

[お問い合わせ先]

東久留米市福祉保健部障害福祉課地域支援係
支援金担当

電 話：042-470-7747

メール：shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp